

市原市の中小企業

平成 24 年度版中小企業白書によると、全国の中小企業の景況は、東日本大震災後、持ち直してきていたが、これまでの円高、原燃料の価格高騰、電気料金の引上げ、電力需給の逼迫等の影響が懸念され、平成 24 年に入ってからには横ばいの動きとなっている。

また、市原市の中小企業について、本市の中小企業サポート事業を通じて見ていくと、市内中小企業が抱える経営課題として、販路拡大などの「営業力・販売力の強化」や後継者育成などの「人材の確保・育成」が依然として、大きな課題となっている。

中小企業等の定義（中小企業基本法第 2 条）

	業 種	資本金規模・従業員数規模
中小企業	製造業・その他	3 億円以下 または 従業員数 300 人以下
	卸 売 業	1 億円以下 または 従業員数 100 人以下
	小 売 業	5 千万円以下 または 従業員数 50 人以下
	サービス業	5 千万円以下 または 従業員数 100 人以下
小規模企業者	製造業・その他	従業員 20 人以下
	商業・サービス業	従業員数 5 人以下

I. 事業所の現状

1. 市内の事業所数

「平成 21 年経済センサス」によると、市内の事業所数は 9,336 事業所である。

産業（小分類）別では、少人数の事業所の割合が高いのは、「生活関連サービス業・娯楽業」「宿泊業・飲食サービス業」、「卸売・小売業」であり、多人数の事業所の割合が高いのは、「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」である。

従業員規模別では、従業員数が「30～49 人」の事業所以外は全て増加しており、平成 18 年と比較し、市内の事業所数は増加している。（表 I-1、表 I-2）

表 I - 1 産業(小分類)別・従業者規模別事業所数

従業者規模(人)	総数	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100以上	派遣・下請従業者のみ
産業分類									
全産業	9,336	4,765	2,005	1,306	555	346	216	118	25
農業	39	11	11	11	4	2	-	-	-
林業	3	1	1	1	-	-	-	-	-
漁業	1	1	-	-	-	-	-	-	-
鉱業・砕石業・砂利採取業	5	1	3	1	-	-	-	-	-
建設業	1,465	601	424	275	81	58	23	3	-
製造業	532	158	113	89	52	45	26	46	3
電気・ガス・熱供給・水道業	15	2	5	3	-	2	-	3	-
情報通信業	45	22	10	6	1	5	-	1	-
運輸業・郵便業	370	66	63	88	57	45	40	9	2
卸売・小売業	2,239	1,150	531	332	126	50	32	14	4
金融・保険業	105	44	18	20	11	9	2	-	1
不動産業・物品賃貸業	419	300	79	23	9	4	2	-	2
学術研究・専門・サービス業	317	178	67	28	11	16	12	3	2
宿泊業・飲食サービス業	1,415	850	275	163	78	32	9	2	6
生活関連サービス業・娯楽業	938	706	94	52	31	21	25	7	2
医療, 福祉	497	172	137	99	24	29	24	11	1
教育, 学習支援業	259	162	31	29	29	1	3	4	-
複合サービス事業	38	9	23	4	-	2	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	634	331	120	82	41	25	18	15	2

平成 21 年度経済センサス(統計調査室)

表 I - 2 従業者規模別年次別事業所数

区分	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	対前回増減比	H21構成比(%)
総数	9,093	9,389	9,127	8,575	9,836	14.71%	100.00%
1～4人	4,950	5,054	4,846	4,494	4,765	6.03%	48.44%
5～9人	1,961	1,901	1,872	1,699	2,005	18.01%	20.38%
10～19人	1,127	1,233	1,219	1,165	1,306	12.10%	13.28%
20～29人	442	503	494	505	555	9.90%	5.64%
30～49人	316	375	346	370	346	-6.49%	3.52%
50～99人	284	195	210	191	216	13.09%	2.20%
100人以上	113	128	121	115	118	2.61%	1.20%
派遣・下請従業者のみ	-	-	19	36	25	-30.56%	0.25%

平成 21 年経済センサス(統計調査室)

2. 市内の従業者数

「平成 21 年経済センサス」によると、市内の従業者数は 114,208 人である。

産業（小分類）別では、小規模事業所の従業者数の割合が多いのは、「不動産業・物品賃貸業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、「卸売・小売業」であり、大規模事業所の従業者数の割合が多いのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「製造業」である。

従業者規模別では、従業者数が「20～29人」「30～49人」の事業所の従業員以外は全て減少しており、市内の従業者数は減少している。（表I-3、表I-4）

表I-3 産業(小分類)別・従業者規模別従業者数

従業者規模(人)	総数	1～4	5～9	10～19	20～29	30～49	50～99	100以上
産業分類								
全産業	114,208	10,676	13,193	17,759	13,154	12,889	15,115	31,442
農業	428	28	66	158	93	83	-	-
林業	26	2	6	18	-	-	-	-
漁業	1	1	-	-	-	-	-	-
鉱業・砕石業・砂利採取業	35	3	17	15	-	-	-	-
建設業	14,378	1,528	2,827	3,691	1,938	2,162	1,528	704
製造業	25,170	378	781	1,209	1,259	1,633	1,910	18,000
電気・ガス・熱供給・水道業	606	5	31	50	-	63	-	457
情報通信業	547	41	66	88	23	198	-	131
運輸業・郵便業	9,033	148	422	1,228	1,364	1,628	2,833	1,410
卸売・小売業	20,135	2,755	3,481	4,574	2,967	1,786	2,256	2,316
金融・保険業	1,207	98	105	274	262	339	129	-
不動産業・物品賃貸業	1,963	660	509	320	202	140	132	-
学術研究・専門・サービス業	3,740	418	441	366	253	643	805	814
宿泊業・飲食サービス業	9,636	1,831	1,780	2,168	1,834	1,156	641	226
生活関連サービス業・娯楽業	6,856	1,343	603	671	753	849	1,807	830
医療、福祉	8,851	411	899	1,369	587	1,147	1,641	2,797
教育、学習支援業	2,497	281	204	380	660	33	198	741
複合サービス事業	300	34	149	54	-	63	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	8,799	711	806	1,126	959	966	1,235	2,996

平成21年経済センサス(統計調査室)

表I-4 従業者規模別年次別事業所従業者数

区分	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年	平成21年	対前回増減比	H21構成比(%)
総数	107,633	116,492	111,239	106,201	114,208	7.54%	100.00%
1～4人	11,415	11,596	10,998	9,862	10,696	8.46%	9.37%
5～9人	12,848	12,484	12,265	11,166	13,193	18.15%	11.55%
10～19人	15,345	16,786	16,605	15,811	17,759	12.32%	15.55%
20～29人	10,496	11,974	11,672	12,038	13,154	9.27%	11.52%
30～49人	11,987	14,111	13,059	14,102	12,889	-8.60%	11.29%
50～99人	12,349	13,100	14,247	12,822	15,115	17.88%	13.23%
100人以上	33,193	36,441	32,393	30,400	31,442	3.43%	27.53%

平成21年経済センサス(統計調査室)

Ⅱ. 中小企業を対象とした事業

中小企業の活性化を図るため、中小企業基本法第2条で規定した中小企業等の支援を行っている。

1. 中小企業資金融資制度

(1) 市原市中小企業資金融資制度

① 制度の概要

本市では、市内中小企業者の振興を目的として融資制度を設けている。また、本制度により融資を受けた中小企業者に対して利子補給を行い、利用者の負担軽減を図っている。(表Ⅱ-1～4)

資金の種類	融資対象者
事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で事業を営み、市税を滞納していない者 ・ 事業上の運転資金又は設備資金を必要としている者 <p>※上記要件は、創業資金を除く他の資金に共通する。</p>
設備近代化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する者 a 市が指定する業種を営み、商業地域又は近隣商業地域内において設備投資をする者 b 製造業を営み、工業専用地域、工業地域又は準工業地域において設備の設置を行おうとする者
小規模事業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模企業者(従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の者)
経営安定化資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかに該当する者 a セーフティネット保証対応資金 中小企業信用保険法第2条第4項各号に基づく市の認定を受けた者 ※資金繰り円滑化借換保証制度は適用外 b 大型店進出対策資金 大型店の進出に対応して経営の合理化、近代化等を講ずる資金を必要としている者、又は大型店へ入店するための資金を必要としている者 c アスベスト対策資金 アスベストを使用している建物の解体等におけるアスベスト除去作業等に係る資金を必要としている者
創業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市税を滞納していない者で、次のaかbのいずれかに該当する者 a 市内で創業して5年未満の中小企業者 b これから市内で事業を営もうとする者で、次に掲げる要件の全てに該当する者

	① 借入金額と同額以上の自己資金を有する者 ② 1 か月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者、又は2 か月以内に新たな会社を設立し事業を開始する具体的な計画を有する者
金融支援資金 (借換え対応制度)	中小企業信用保険法第2条第4項各号に基づく市の認定を受けた者
問 合 先	商工業振興課 商業振興係 電話(22)1111 内線2853

表Ⅱ-1 市原市中小企業資金融資制度の一覧表(平成24年4月1日現在)

資金の種類	種別	限度額	融資期間 (据置期間)		融資利率	利子 補給率	取扱金融機関
			年以内	(か月)			
事業資金	運転	3,000万円	5年以内	(6か月)	1年以内 2.2% 3年以内 2.4%	1.6%	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 千葉信用金庫 館山信用金庫 みずほ銀行 君津信用組合 ※市原市内の支店に限る
	設備	5,000万円	10年以内	(12か月)	5年以内 2.5%		
設備近代化資金	設備	8,000万円	10年以内	(12か月)	7年以内 2.7% 10年以内 2.9%	1.9%	
小規模事業資金	運転	1,250万円	5年以内	(6か月)	1年以内 2.0% 3年以内 2.2%	1.6%	
	設備		10年以内	(12か月)	5年以内 2.3%		
経営安定化資金	運転	1,250万円	5年以内	(6か月)	7年以内 2.5%	1.9%	
	設備		10年以内	(12か月)	10年以内 2.7%		
創業資金	運転	2,500万円	5年以内	(6か月)	1年以内 2.0% 3年以内 2.2%	1.9%	
	設備		7年以内	(12か月)	5年以内 2.3% 7年以内 2.5%		
金融支援資金	運転	3,000万円	10年以内	(6か月)	1年以内 2.1% 3年以内 2.2% 5年以内 2.3% 7年以内 2.4% 10年以内 2.6%	無し	

表Ⅱ－２ 市原市中小企業資金融資制度の資金別融資実績

年 度		21		22		23	
		件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
事業資金	運転	255	3,623,230	225	3,084,450	225	3,000,900
	設備	45	672,980	54	622,170	36	437,600
設備近代化資金	設備	0	0	0	0	0	0
小規模事業資金	運転	110	446,960	76	279,700	87	326,400
	設備	18	59,910	8	31,520	14	59,400
経営安定化資金	運転	158	1,474,000	150	1,300,200	61	519,200
	設備	5	24,795	10	100,600	2	5,680
創業資金	運転	18	134,500	16	125,000	6	31,100
	設備	3	40,000	5	33,000	1	1,600
金融支援資金				28	347,200	7	79,544
合 計		612	6,476,375	572	5,923,840	439	4,461,424

表Ⅱ－３ 市原市中小企業資金融資制度の業種別融資実績

年 度		21		22		23	
		件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
建設業		252	2,594,930	244	2,605,180	186	2,036,670
製造業		40	410,365	28	263,890	25	192,050
情報通信業		1	1,000	1	10,000	0	0
運輸業		40	537,020	44	565,630	32	386,724
卸売・小売業		105	1,168,650	100	1,044,740	91	929,400
サービス業		95	970,700	71	696,600	45	490,530
保険業		1	1,000	1	3,000	1	5,000
教育・学習支援業		2	42,500	1	4,000	1	6,500
医療・福祉		34	450,540	31	263,100	26	196,000
飲食店・宿泊業		19	98,470	21	146,100	17	88,350
不動産業		23	201,200	30	321,600	15	130,200
合 計		612	6,476,375	572	5,923,840	439	4,461,424

表Ⅱ－４ 市原市中小企業資金融資制度の利子補給件数及び金額

年度	利子補給 件数(件)	利子補給金額(円)
21	2,145	227,514,248
22	2,286	226,533,263
23	2,325	210,720,506

② 取扱金融機関貸付金

中小企業の資金調達に係る負担軽減を図るため、中小企業資金融資取扱金融機関へ貸付原資の一部を預託し、低利での融資を実行している。取扱金融機関では、市からの預託金と自己資金を合わせて貸付原資にしている。(表Ⅱ－５)

表Ⅱ－５ 市原市中小企業資金融資取扱金融機関貸付金額

年度	貸付金額(千円)
21	1,670,000
22	1,670,000
23	1,670,000

③ 代位弁済

代位弁済とは、万一、何らかの事情で資金融資を受けた中小企業者が返済できなくなった場合に、千葉県信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関に借入金を返済することであり、本市は「市原市中小企業資金融資規則」に基づき、代位弁済額の２割以内の額を千葉県信用保証協会に対して補てんしている。(表Ⅱ－６)

表Ⅱ－６ 市原市中小企業資金融資制度の代位弁済件数及び金額

年度	件数(件)	代位弁済額(円)	損失補償額(円)	損失補償金 回収額(円)
21	16	95,464,643	15,290,079	482,597
22	12	87,163,145	10,836,000	1,940,865
23	21	141,450,575	16,988,680	1,429,370

(2) 商工組合中央金庫貸付金

市内に事業所もしくは営業所を有する中小企業協同組合、その他の中小企業団体及び構成員に対する事業資金融資の円滑化を図るため、株式会社商工組合中央金庫に対し、融資原資として貸し付けを行っている。(表Ⅱ－７)

表Ⅱ－７ 商工組合中央金庫貸付金額・貸出状況

年度	貸付金額(千円)	貸出件数(件)	貸出金額(千円)
21	30,000	163	3,647,000
22	30,000	140	3,429,000
23	30,000	128	2,654,000

2. セーフティネット保証

(1) 中小企業信用保険法第2条第4項各号の認定

本制度は、災害や取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、信用保証協会の保証料率の軽減や保証限度額の別枠化を行い、中小企業者の資金調達の円滑化を図るための国の制度である。次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、市長の認定を受けた者が対象となる。

(表Ⅱ－8～9)

表Ⅱ－8 中小企業信用保険法第2条第4項各号の認定基準

種類	認定事由
1号 (再生手続申立等)	民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者
2号 (事業活動の制限)	生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者
3号 (地域及び業種)	突発的災害(事故等)の発生に起因して売上高が減少している中小企業者
4号 (地域)	突発的災害(自然災害等)の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
5号 (業種)	(全国的に)業況の悪化している業種に属する中小企業者
6号 (破綻金融機関等)	破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入の減少等が生じている中小企業者
7号 (金融取引の調整)	金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者
8号 (貸付債権の譲渡)	RCC(整理回収機構)へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者

(2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく認定

本制度は、東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者に対して、信用保証協会の保証限度額の別枠化を行い、資金調達の円滑化を図るための国の制度である。東日本大震災により直接的、間接的な被害を受けて経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、市長の認定を受けた者が対象となる。(表Ⅱ－9)

表Ⅱ－9 中小企業信用保険法第2条第4項各号の業種別認定件数及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づく認定件数(平成23年度)

(単位：件)

業種	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	震災認定	合計
建設業	0	0	0	0	132	0	0	0	128	260
製造業	0	0	0	0	22	0	0	0	29	51
小売業	0	0	0	0	20	0	0	0	17	37
卸売業	0	0	0	0	23	0	0	0	43	66
運輸業	0	0	0	0	20	0	0	0	23	43
飲食業	0	0	0	0	6	0	0	0	5	11
サービス業	0	0	0	0	35	0	0	0	43	78
不動産業	0	0	0	0	20	0	0	0	15	35
合計	0	0	0	0	278	0	0	0	303	581

3. 中小企業相談所の運営支援

市原商工会議所が行う中小企業者への経営全般に関する相談業務等に必要な経費を補助する。(表Ⅱ－10)

対象者	市原商工会議所
内容	(1) 経営、労務、情報化等の改善に関する講習会、研修会の開催 (2) 税務、経理に関する指導事業 (3) 特別相談員による専門相談事業 (4) 中小企業の情報化のための講習会セミナーの実施など
問合先	商工業振興課 商業振興係 電話(22)1111 内線2854

表Ⅱ－10 市原商工会議所会員数の推移 (市原商工会議所調べ) (単位:人)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
対象者数	8,835	8,835	8,304	8,498	8,498
会員数	2,302	2,336	2,327	2,283	2,244
新規加入者数	90	190	89	97	63
脱退者数	124	156	98	141	102
増減	▲34	34	▲9	▲44	▲39
加入率(%)	26.06	26.44	28.02	26.87	26.41

4. 中小企業サポート事業

主に市内中小製造業を対象に、中小企業コーディネーターの企業訪問を通じた情報収集、ニーズの把握により、公的支援施策活用への支援、産学官・企業間連携の促進や雇用、融資、設備投資に関する支援など、総合的な中小企業サポートを行う。(表Ⅱ－11、表Ⅱ－12)

内容	(1) コーディネーターの企業訪問による情報収集、ニーズの把握 (2) 中小企業向け情報の周知 (3) 公的支援施策活用への支援 (4) 大学・高等専門学校等との産学官連携の推進 (5) 企業間連携の推進 (6) 人材確保及び人材育成の支援(労政関係) (7) 融資関係支援 (8) 設備投資に関する支援
問合先	商工業振興課 工業振興係 電話(23)9836 内線2851

表Ⅱ－１１ 訪問企業数

年度	21	22	23	合計
新規訪問企業数	24	22	4	50
最訪問・来訪件数	219	139	248	606
個別支援件数	212	224	312	748

表Ⅱ－１２ 個別支援実績

(単位：件)

項目	21年度	22年度	23年度
公的支援施策についての支援 ・経営革新計画の申請指導 ・中小企業庁ものづくり助成金申請支援 ・「知財駆け込み寺」制度活用による特許戦略相談	92	147	209
企業間連携についての支援 ・環境関連補助金申請（溶解炉の省エネ化について東電と協力） ・自社製品の他社への紹介	19	29	33
産学官連携などについての支援 ・市と木更津高専の協力による企業支援（製品開発支援など） ・新技術開発を検討中の案件について、千葉大学産学連携機構の紹介	64	24	16
その他の支援 ・UR潤井戸地区の案内（立地関係） ・「技術講演会」など講演会、セミナー開催の案内 ・企業PRポスター作成支援	37	24	54
合計	212	224	312

5. 中小企業の交流促進

既存事業の拡大、新規事業への進出を促す機会を設けることにより、中小企業の振興を図るため、中小企業交流促進事業を実施している。(表Ⅱ－１３)

表Ⅱ－１３ 中小企業交流促進事業実績(平成23年度)

第1回	
開催日	平成23年7月27日(水)
参加者	34名(15社)
テーマ	経営に役立つIT活用

項目	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「経営に役立てる IT 活用～IT は企業変革の強力な手段～」 ・説明会「専門家派遣制度を活用した販路拡大支援」
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中小製造業のもっとも重要な課題といえる販路開拓に焦点を絞り、基調講演では IT を活用した販路開拓をテーマに講演を行い、次に中小企業施策を活用した販路開拓支援の説明を実施した。
講師	(株)浅井コンサルティングオフィス 代表取締役 浅井鉄夫 中小企業支援ネットワークアドバイザー 松尾 嘉穂
第 2 回	
開催日	平成 24 年 2 月 20 日
参加者	39 名 (19 社)
テーマ	経営革新
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演「経営は改善ではなく改革を！～経営改革の着眼点～」 ・事例発表「業界の常識を見直す～待ちの姿勢から打って出る～」 ・説明会「経営支援施策紹介」
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が低迷から脱出するヒントを提供するため、基調講演では中小企業診断士から新規事業や新製品開発が成功している企業の特徴と経営革新の必要性を説いた。次の事例発表では、低価格競争に陥らず安定して事業を拡大していくヒントが提供された。
講師	中小企業診断士 大森 郁夫 (株)東日本企画 代表取締役 原 藤一 中小企業支援ネットワークアドバイザー 松尾 嘉穂

6. 市原市 ISO 認証取得事業補助金

経営基盤と品質・環境管理体制の強化に取り組む中小企業を支援するため、平成 15 年度から ISO 認証取得事業に要する経費の一部を助成する制度を設けている。(表 II - 1 4)

対象者	(1) 中小企業基本法に基づく中小企業者であること (2) 市内において、1 年以上製造や営業等を行っている事業所を有していること (3) 市税を完納していること (4) 以前に要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと ※ ISO 認証取得日から 6 か月以内に申請を行うこと。
内 容	(1) 補助対象事業 ①「ISO9001」の認証取得事業 ②「ISO14001」の認証取得事業 (2) 補助対象経費 ISO の審査登録機関に支払う審査料等の総額から、国、他の地方公共団体、その他団体の助成額を差し引いた額 (3) 補助金額 補助対象経費の 2 分の 1 (限度額 50 万円)
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話 (23) 9836 内線 2851

表Ⅱ－１４ ISO認証取得事業補助金交付実績

年 度	件 数 (件)	交 付 額 (千円)
19	2	971
20	3	1,500
21	3	1,381
22	1	293
23	2	534

※1 I S O

International Organization for Standardization の略で、日本語では『国際標準化機構』という。本部はスイスのジュネーブにあり、国際的な規格を作成する民間非営利団体である。各国から代表的な標準化団体1団体が参加を認められており、日本からは『日本工業標準調査会 (JISC)』が参加している。

ISO 9001 とは、組織が品質マネジメントシステムを実施、維持し、継続的に改善するために要求される規格。

ISO 14001 とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格。

7. 企業立地奨励金

平成 23 年 4 月に「市原市企業立地促進条例」を改正し、工場や研究所の新設及び増設に対して、奨励金を交付して企業誘致の促進を行っている。特に中小企業者については、大手企業より交付要件を緩和し、企業立地の支援を行っている。(詳細は 83 ページ)

対象者	次の要件のいずれにも該当する中小企業者 (1) 対象施設の投下固定資産額が 1 億円以上 (2) 対象施設が公害等の防止措置がなされ、周辺環境に配慮されていること
内 容	(1) 対象地域 ①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④市長が指定した地域 (2) 対象施設 ①工場 ②研究所 (3) 奨励金交付額 対象施設に係る各年度における固定資産税相当額(5年間を限度とし、総額 1 億円まで)
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(23)9836 内線2851

8. 中小企業退職金共済掛金補助金

雇用の促進と安定を図り、中小企業の振興に寄与することを目的に、中小企業者が退職金共済契約に基づいて支払った掛金の一部に対して補助金を交付している。(表Ⅱ-16~18)

対象者	次の要件のいずれにも該当する中小企業者 (1) 市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる者 (2) 市税を滞納していない者 (3) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの期間に、新規加入又は追加加入の退職金共済契約を締結し、契約締結後 12 か月間引き続き掛金を納付している者
内 容	(1) 補助対象額 新規又は追加加入者一人につき、支払った 12 か月分の掛金額で、72,000 円を限度とする。 (2) 補助金額 補助対象額に 100 分の 25 を乗じた額
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(23)9836 内線2851

※退職金共済制度

優秀な人材の確保や従業員の勤労意欲の向上のためにも、退職金制度は重要な制度であるが、独自に従業員の退職金をもつことが困難な中小企業も多く、退職金共済制度は、こうした中小企業のための社外積み立て型の制度であり、中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度などがある。

【中小企業退職金共済制度】

中小企業退職金共済制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金法」に基づき、独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）が運営しており、事業主が中退共と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって中退共から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ－17）

【特定退職金共済制度】

特定退職金共済制度は、事業主が、所得税法施行令第73条に規定する特定退職金共済団体（商工会議所、商工会、商工会連合会等）と退職金共済契約を締結し、加入事業主に代わって特定退職金共済団体から被共済者（従業員）に直接退職金等の給付を行う制度である。（表Ⅱ－18）

表Ⅱ－16 市原市中小企業退職金共済掛金補助金交付実績

年 度		21	22	23
中退共 ※1	事業所数	110	104	115
	被共済者数(人)	581	423	464
	交付金額(円)	8,622,100	6,545,340	7,131,000
特退共 ※2	事業所数	49	35	35
	被共済者数(人)	128	161	145
	交付金額(円)	1,731,000	1,896,000	2,133,000
合 計	事業所数	159	139	150
	被共済者数(人)	709	584	609
	交付金額(円)	10,353,100	8,441,340	9,264,000
※1 中退共＝独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する中小企業退職金共済制度				
※2 特退共＝市原商工会議所、千葉県中小企業団体中央会が実施する特定退職金共済制度				

表Ⅱ－１７ 市内中小企業の中小企業退職金共済制度加入状況

年 度	21	22	23
事業所数	446	459	458
被共済者数（人）	4,594	4,960	5,092
問 合 先	独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-6907-1234（代表）		

表Ⅱ－１８ 市内中小企業の特定退職金共済制度加入状況

① 市原商工会議所

年 度	21	22	23
事業所数	254	243	236
被共済者数（人）	1,708	1,621	1,688
問 合 先	市原商工会議所 TEL 0436-22-4305		

③ 千葉県中小企業団体中央会

年 度	21	22	23
事業所数	13	16	13
被共済者数（人）	87	97	86
問 合 先	千葉県中小企業団体中央会 TEL 043-306-3282		

9. 中小企業従業員表彰

市内中小企業の発展に関して功労のあった従業員を表彰し、その労に報いるとともに市内中小企業の振興に寄与することを目的に、毎年表彰式を開催している。

対象者	<p>次の(1)～(4)のいずれかに該当する者。ただし、以前に表彰を受けたことのある者及び使用者（取締役、監査役、その他の経営者）を除く。</p> <p>(1) 技術の研究開発、改善、導入等に積極的に努力し、中小企業の発展に著しく功績のあった者</p> <p>(2) 経営管理の改善、近代化の推進に積極的に貢献し、中小企業の発展に著しく功績のあった者</p> <p>(3) 労務管理の改善、近代化の推進に積極的に貢献し、中小企業の発展に著しく功績のあった者</p> <p>(4) 同一の中小企業に永年（満 25 年以上）勤務し、かつ、勤労者として他の模範となる者</p>
-----	---

内 容	毎年1回勤労感謝の日を記念して、原則その前日に行い、被表彰者は毎年5名以内とする。
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(23)9836 内線2851

10. 中小企業従業員講習

市内の中小企業の新入社員を対象に、社会人としての基本的な職業能力の形成及び向上を支援するため、マナーや接遇などの講習を行う(新入社員セミナー)をはじめ、意識の持ち方やビジネスコミュニケーション能力の向上(若手社員パワーアップ研修)のための講習を、市原商工会議所と連携して開催している。(表Ⅱ-19)

対象者	市内中小企業の従業員
内 容	年1回(4月) 新入社員セミナー(マナーや接遇等)
問合せ先	商工業振興課 工業振興係 電話(23)9836 内線2851

表Ⅱ-19 中小企業新入社員講習内容及び受講者数 (単位:人)

年 度	内 容	受講者数	合 計
21	新入社員セミナー	38	58
	若手社員パワーアップ研修	20	
22	新入社員セミナー	53	71
	若手社員パワーアップ研修	18	
23	新入社員セミナー	34	34